

岐阜地方最低賃金審議会第2回岐阜県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和2年10月6日 14:00 ~ 15:20		
出席状況	公益 3/3	労働者側 3/3	使用者側 3/3
<p>○ 主な審議事項</p> <p>(1) 岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から専門部会資料の説明を行った。 ・事務局から他局の答申状況の報告を行った。 ・公益委員・労働者側委員の協議、公益委員・使用者側委員の協議を行った。 一致点を見いだせず、次回(10月15日)に引き続き審議することとなった。 <p>(2) その他 特になし</p>			
<p>○ 主な意見の要旨</p> <p>労働者側</p> <p>現行の最低賃金では年間総労働時間で考えても生活が成り立たないほどの金額にしかならない。近隣県との格差是正、ひいては人材の県外流出阻止のためにも県最賃並みの引上げは必要である。</p> <p>格差縮小の観点から、春闘賃上げ率の全国加重平均・300人未満の中小企業の引上げ率1.81%を現行の最低賃金額930円に乗じた17円の引上げを求める。</p> <p>使用者側</p> <p>本年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、自動車業界も例にもれず、業況はかなり悪化している。また、先行きも不透明なままである。</p> <p>中小零細規模の事業所では、昨年も業況は良くなかったが、本年はそれをさらに下回り、昨年の2ないし3割と予測するところもある。</p> <p>昨年までは最低賃金を上げられる状況にあってかなり引き上げたが、本年はそういう状況にはない。春闘の時期は新型コロナウイルス感染症の影響が少なく賃上げを行ったが、この半年で大きく状況が変わっている。</p> <p>よって、現行額据え置きを主張する。</p>			